



小山市指令環第1-21号

平成30年4月1日

一般廃棄物処理業許可証

小山市長 大久保 寿 夫



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の規定に基づき申請のあった、収集運搬業又は処分業の許可及びその変更の許可については同法第7条第5項の各号に適合すると認められたので許可する。ただし、下記条件を遵守すること。

申請者	住所	栃木市都賀町木320番地1
	氏名	関口商事 株式会社
許可の内容	法第7条第1項(一般廃棄物収集運搬業許可)	
取扱い廃棄物の種類	事業活動を伴って生じたごみ	
許可の期限	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで	
許可の区域	小山市内限定	
許可の条件	<ol style="list-style-type: none">1. 許可車両には事業所名等を記入すること。2. 実績報告書は毎月提出すること。3. 運搬する過程での積替えは禁止する。4. 必要に応じ許可車両内のゴミの調査及び事務所等の帳簿類を調査するので協力すること。5. 廃掃法及び市の条例を遵守すること。	

※ 一般廃棄物処理業許可証は、期間満了後10日以内に返納すること。